

地域生活支援拠点等の整備について

1. 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等について、地域には障害児者を支える様々な資源が存在するが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活することができるために、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することである。

国の考え方(指針)としては、各市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画における目標として、「地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする」としている。

《5つの機能》

①相談機能

→基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能。

②緊急時の受け入れ・対応の機能

→短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場の提供

→地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成の機能

→医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくりの機能

→基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

《整備目的》

(1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用

→地域における生活の安心感を担保する機能を備える

(2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

→障害児者の地域での生活を支援する

《整備手法》

- (1)「多機能拠点整備型」…5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加したもの
- (2)「面的整備型」…地域における複数の機関が分担して機能を担うもの
- (3)「(例)多機能拠点整備型+面的整備型」…その他、地域の実情に応じた整備を行うもの

平成 28 年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議(平成 29 年 2 月 16 日開催)にて報告したとおり、西東京市では「面的整備型」を想定している。